

令和2年12月

建設工事従事者の安全及び健康の 確保に関する兵庫県計画

兵 庫 県

目 次

はじめに	1
1 策定の経緯	
2 計画策定の趣旨	
第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題	2
1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備	
2 一人親方等への対処の必要性	
3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保	
第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針	5
1 適正な請負代金の額、工期等の設定	
2 設計、施工等の各段階における措置	
3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上	
4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上、担い手の確保	
第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策	7
1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	
(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	
2 責任体制の明確化	
3 建設工事の現場における措置の統一的な実施	
(1) 建設業者間の連携の促進	
(2) 一人親方等の安全及び健康の確保	
(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底	
4 建設工事の現場の安全性の点検等	
(1) 建設工事の現場の安全性の点検、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進	
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資する とともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の普及の促進	
5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	
(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進	
第4 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項	11
1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	
(1) 社会保険等の加入の徹底	
(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進	
(3) 「働き方改革」の推進	
2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	
3 建設業における担い手確保の推進	
4 計画の推進体制等	

はじめに

1 策定の経緯

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とした、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 111 号、以下「建設職人基本法」という。）が平成 29 年 3 月に施行された。

政府は、同法第 8 条に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係者による会議の議論等を踏まえ、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」を平成 29 年 6 月に策定した。

2 計画策定の趣旨

本計画は、建設職人基本法第 9 条に基づく都道府県計画として、県内の公共及び民間の建設工事関係者等が共通の認識のもと、建設工事従事者の安全と健康の確保に向けた基本的な方針と取組の方向性を示すために定めるものである。

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にある。兵庫労働局の調査によれば、昭和54年には75人にも上った県内の建設業における労働災害による死亡者数は、令和元年には11人まで減少している。

しかしながら、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、全国で年間約400人もの尊い命が失われている。

このことを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法に基づく関係政省令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

2 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらない。しかしながら、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、平成30年には全国で96人の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。

その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。また、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。

建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

1 県内の労働災害の状況

① 建設業における労働災害の発生状況

○ 死亡災害 (単位：人)

業種	H27	H28	H29	H30	R1
全産業	51	44	30	36	31
(うち建設業)	10	7	12	12	11
構成比	19.6%	15.9%	40.0%	33.3%	35.5%

(出典：労働者死傷病報告(兵庫労働局))

○ 死傷災害 (単位：人)

業種	H27	H28	H29	H30	R1
全産業	4,679	4,641	4,794	5,042	4,926
(うち建設業)	515	529	474	518	473
構成比	11.0%	11.4%	9.9%	10.3%	9.6%

※ 死傷災害は、休業4日以上之死傷者数を示す。

(出典：労働者死傷病報告(兵庫労働局))

② 建設業の死亡災害、死傷災害における事故の型 (R1) (単位：件)

	死亡者数	構成比	死傷者数	構成比
墜落・転落	4	36.3%	161	34.0%
転倒	1	9.1%	54	11.4%
崩壊・倒壊	1	9.1%	14	3.0%
はさまれ・巻き込まれ	1	9.1%	53	11.2%
切れ・こすれ	1	9.1%	35	7.4%
交通事故	2	18.2%	21	4.4%
その他	1	9.1%	135	28.6%
合計	11	100.0%	473	100.0%

※ 死傷災害は、休業4日以上之死傷者数を示す。

(出典：労働者死傷病報告(兵庫労働局))

2 建設工事従事者を取り巻く現状(全国の状況)

① 年間賃金総支給額(男性生産労働者) (単位：千円)

	H24	H30
建設業	3,915.3	4,624.5
製造業	4,478.6	4,764.1

(賃金構造基本統計調査(厚生労働省)をもとに国土交通省作成)

3 建設工事従事者を取り巻く現状（兵庫県の場合）

① 平均月間実労働時間（単位：時間）

業種	H26	H27	H28	H29	H30
建設業	174.7	171.5	169.0	170.9	172.3
全産業	140.8	138.9	136.7	136.0	136.4
(差)	33.9	32.6	32.3	34.9	35.9

（出典：毎月勤労統計調査（兵庫県統計課））

② 平均月間出勤日数（単位：時間）

業種	H26	H27	H28	H29	H30
建設業	21.3	20.8	21.0	20.9	20.5
全産業	18.5	18.4	18.2	18.2	17.9
(差)	2.8	2.4	2.8	2.7	2.6

（出典：毎月勤労統計調査（兵庫県統計課））

③ 年齢階層別の建設業労働者数（単位：人）

	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	合計
労働者数	6,600	16,200	45,400	39,400	30,400	23,300	161,300
構成比	4.1%	10.0%	28.1%	24.4%	18.8%	14.4%	100.0%
					【55歳以上】	33.3%	

（出典：平成29年度就業構造基本調査（総務省））

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

1 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

さらに、一時期に工事が集中することを避けるため、施工時期の平準化を図ることが必要である。

2 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を調査（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

特に健康被害をもたらす可能性の高いアスベスト除去等については、法令遵守を前提に設計・施工の各段階で適切な対応を確保することが必要である。

3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上、担い手の確保

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した職場の環境整備の取組を促進していくこと等が重要である。

その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、公共工事設計労務単価に配慮した適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上とともに、若年者や女性の入職促進による担い手の確保が図られること等が必要である。

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、国における検討及び実施状況を踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう取り組む。

加えて、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、公共工事のみならず民間工事においても週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

(取組例)

①適切な工期の設定

- ・ 県土木工事における純工期及び準備後片付け期間の日数増

②施工時期の平準化、計画的な発注

- ・ 公共工事における債務負担行為の活用、柔軟な工期設定、早期発注のための目標設定

2 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

(取組例)

- ①立入検査等を通じた法令遵守の徹底
- ②中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援
・ 中小専門工事業者を対象とした集団指導・研修会等の実施（補助）
- ③職長・安全衛生責任者教育等講習の教育実施
- ④「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の周知徹底

3 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底がなされるよう周知を図る。

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。このため、一人親方等が業務中に被災した災害に関する情報を収集し、災害発生の防止に努める。また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を促進するとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

現場において労働者としての実態がある者については、偽装請負の防止などの観点から労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方の安全及び健康の確保とあわせて、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入を周知する。

(取組例)

- ①建設業の安全衛生対策に係る周知徹底及び講習会の開催
- ②現場管理者統括管理講習等の教育実施
- ③建設現場における総括安全衛生管理に係る指導、制度の周知
- ④特別加入制度について労働者の実態がある一人親方に関する周知・指導
- ⑤特別加入制度への加入促進に向けた周知

4 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（労働安全衛生マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組の公開等を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。

なお、これらの取組に当たっては、建設工事の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、県民の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、今後、国において収集された施工の安全性に配慮した建築物等の設計に関する先行事例の普及を図る。

また、ICT建機やUAVを活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させる *i-Construction* を推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。

さらに、国の各種ガイドラインに基づく安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。

この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策（工期延長等）など作業環境の改善を図る。

(取組例)

- ①建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインの取組み普及促進（NEWコスモス・コンパクトコスモス）
- ②建設業者の安全衛生管理を評価する取組
 - ・建設事業無災害表彰
 - ・建設現場へのパトロール等の実施

③i-Constructionの推進、安全な工法の普及

- ・ 県土木工事における受注機会の拡大、受注者向け講習会の実施、工事成績の加点

④作業環境の改善

- ・ 熱中症対策を目的とした関係事業所に対する周知・指導
- ・ 熱中症対策としての工期延長

5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。

このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害防止事例について積極的に情報発信し、水平展開を図る。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や、建設業者、関係団体等を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にも繋げる。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

(取組例)

①安全衛生管理に関する研修会等の実施

②職長や現場従事者に対する教育の実施

(具体例：建設業労働災害防止協会（建災防）兵庫県支部による職長・安全衛生責任者能力向上教育、現場従事者教育)

③建設工事従事者や、建設業者、関係団体の表彰

④中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援（再掲）

- ・ 中小専門工事業者を対象とした集団指導・研修会等の実施（補助）

⑤健康相談窓口に関する現場レベルでの周知と活用促進等

- ・ 熱中症対策を目的とした関係事業所に対する周知・指導
- ・ 建設現場のメンタルヘルスと職場改善

第4 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度より、建設業許可更新時の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定等、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もある。社会保険料は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれることから、関係機関・団体等と連携し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。

なお、社会保険の加入については、元請人等による誤った加入指導がなされないよう、健康保険適用除外の承認を受けて国民健康保険組合（建設国保等）に加入している場合は適切な保険への加入であることなど適切な取扱いについて周知を図る。

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールで蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、建設キャリアアップシステムの活用を周知する。

(3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことや、賃金が高産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、平成29年3月に働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」、平成30年3月に国土交通省で策定された「建設業働き方改革加速化プログラム」、平成30年7月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を踏まえ、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進める。

また、過重な仕事やストレス及びハラスメントは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進する。

(取組例)

- ①建設業許可更新時の社会保険等加入の確認・指導
- ②公共工事における社会保険等未加入業者の排除
 - ・ 県発注工事において社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止
 - ・ 健康保険適用除外の承認についての周知
- ③法定福利費の内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の確保
 - ・ 公表設計書等における法定福利費概算額の明示
 - ・ 法定福利費を必要経費として確保することについての周知
- ④建設キャリアアップシステムの活用の周知
- ⑤建設業における働き方改革の推進
 - ・ 全ての県土木工事における週休二日の原則採用、純工期及び準備後片付け期間の日数増
 - ・ 週休二日制の導入により、現場労働者の総収入が減少しないよう配慮を求める
- ⑥「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の周知徹底（再掲）
- ⑦県発注工事において契約時の特記事項に基づき適正な労働条件を確保

2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

建設工事の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多い。近年においても、屋根・梁等、足場、建築物・構築物等からの墜落・転落災害の割合は、建設業における労働災害全体の4割程度を占めている。このため墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。

また、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

加えて、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について国の調査・検討を踏まえ実効性のある対策を講ずる。

(取組例)

- ①より安全な措置等の一層の普及のための措置
 - ・ 個別の現場における指導、集団指導等による普及
- ②墜落・転落災害防止対策の充実強化
 - ・ フルハーネス型墜落制止用器具の使用の原則化

3 建設業における担い手確保の推進

建設業就業者の減少傾向や高齢化を踏まえ、処遇の改善や地位の向上を図ることで建設業を魅力的な職場とし、若年者をはじめとする担い手の確保を推進する必要がある。

このため、兵庫県建設業育成魅力アップ協議会での取組などを通じ、建設業のイメージアップ、建設業への若年者の入職を推進する。

さらに、研修機関による技術者向け研修などを通じ、建設工事従事者の計画的・段階的なスキルアップを支援する。

(取組例)

①兵庫県建設業育成魅力アップ協議会

- ・新聞紙面での特集記事の掲載
- ・現役の技術者・技能者が工業高校生等に建設業の魅力を伝える説明会の開催
- ・研修機関を活用した建設技術者等の確保・育成
(具体例：三田建設技能研修センターによる専門研修)
- ・工業高校生等を対象とした現場見学会の開催

4 計画の推進体制等

本計画は、関係機関や建設業者団体等で構成する「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する連絡協議会」等を通じて、建設工事の関係者が自らの役割を果たしつつ、連携を図りながら推進するとともに、建設工事従事者の安全及び健康確保に向けた取組について普及促進を図る。

また、国の基本計画に変更があった場合など必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。